Osaka University Knowledge Archive

Title	生長する影 : カフカの『訴訟」における「裁判所」形象
Author(s)	武林, 多寿子
Citation	待兼山論叢. 文学篇. 1990, 24, p. 47-60
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47810
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

生長する影

── カフカの『訴訟』における「裁判所」形象 ──

武林　多寿子

1

『訴訟』は，主人公ヨーゼフ・Kが三十才の誕生日の朝に目を覚まし，自分が何者かによって逮捕されているのを発見してから，三十一才を迎える前日，街外れの石切り場において二人組の男に肉切り包丁で刺し殺されるまでを描いた物語である。通常の司法制度に則った裁判とは異なり，このロマーンの訴訟は告訴から判決に至る一切の手続きが不明の内に進行し，主人公は無実の訴えにもかかわらず処刑されてしまうのだ。カフカにおける「裁判所」は，一般にその語が連想させるような通念によって捉えられるものではない。このことは，ロマーンの執筆に先立つ日記の書きつけ，「呼びかける声が耳について離れない，『目に見えぬ裁判所よ，来るがいい』と」[1] からも了解できるだろう。本稿はこの特異な「裁判所」という形象を手がかりに，『訴訟』の展開を解釈しようという試みである。

2

誰かがヨーゼフ・Kを誹謗したに違いなかった。と言うのも，なにも悪いことをしなかったはずなのに，ある朝，突然に逮捕されたからである（9）。

『訴訟』のテクストはこのように書き出されており，それはまた同時に，一年間に及ぶ主人公と裁判所との戦いの開始を意味している。上述の一文を注意して読めば，einsinnig と呼ばれるカフカ独自の文体が，冒頭からその特性を発揮していることがよくわかる。「違いなかった [=mußte]」や，「と言うのも [=denn]」のような，接続法Ⅱ式や推測を表す副詞が用いられ，逮捕の背景は推測の域を出て述べられることがない。このロマーンの語り手は，全知の視点からの俯瞰という特権を行使しようとせず，事件の経過をその渦中にある主人公の立場から報告し続けるのだ。カフカに特有のこの語りの技法によって，訴訟について読者が知り得るのは，ヨーゼフ・Kの知覚が媒介することに限られてくるのである。

第一文に続いて語られるのは，朝食を届けにくるはずの料理女が定刻に現れない，という「かつてない」異状である。次に，なおしばらくベッドの中で待っているKの目に，「なみなみならぬ [=ungewöhnlich]」好奇心をみせて自分を観察している，向かいの家の老婆の姿が飛び込んでくる。しびれをきらして彼の鳴らしたベルを合図に，裁判所の派遣した使者がドアをノックして現れる（9）。但し，主人公の生活空間に突如として出現した，この人物の正体は，登場の時点では定かでない。身体や服装に関して外見的特徴が言及され，見知らぬ男の侵入は不測の事態であることが強調されている。この闖入者の名が「フランツ」であり，その身分が「監視人」だということは，「誰ですか？」という問いかけに始まる一連のやりとりの中で次第に明らかにされてゆくのだ（10）。隣室に控えていた大柄の相棒の場合には，「ヴィレム」という名だと判明するのは，数ページにわたる押し問答の末，仲間同士の呼びかけを通してのことである（15）。

だが，この脇役紹介の例が示しているように，テクストがヨーゼフ・Kの見聞を順を追って再現しているのなら，冒頭の一文にある「逮捕」ということばは一体，何処に根拠をもつのだろうか。先ずは einsinnig という

技法を厳密に捉え，語り手が主人公の体験と思考の軌跡を忠実に辿っていると仮定してみよう。この場合，ヨーゼフ・Kはあらゆる経験に先立って，眠りから目覚めたその瞬間，既に自分がその日に逮捕されることを悟っていたことになる。そのような直観が何に由来するのかは全く不明であるが，しかしこの可能性は否定しきれるものではない。現に，逮捕の朝と対をなす一年後の処刑の場面では，予告なしに現れる二人組の死刑執行人を，主人公は黒衣に身を包んで待ち受けているのである（266)。

より合理的には，冒頭の一文は後続する主人公の体験を先取りし，それに基づく判断を述べていると説明することも可能であろう。だが既に触れたように，第一文に続く状況描写は常ならぬ一日を予感させるものであっても，通常の意味での逮捕と結びつけられる出来事ではない。二人の奇妙な侵入者は裁判所から派遣されてきた監視人だと名乗ろうともせず，役人にはおよそ似つかわしくない揶揄的な態度を示している。それにもかかわらず，押し問答の中でヴィレム（と後に呼ばれる男）が「外に出てはいけない。あんたは逮捕されたんだから」と自明のことのように口にすると，Kはこの言葉に「どうやら，そのようですね」と応じている（11)。これ以後の会話の中では，「逮捕」は常に状態受動［=verhaftet sein］のかたちで話題にされており，虚構世界の中では既に完了したものとして了解されている。未知の裁判所は主人公を，いつ，どのように逮捕したのか。テクストを子細に読もうとも，その瞬間はいずれにせよ謎なのである。

Einsinnig という技法は，客観的な状況の説明や裁判所側の人間の心理描写を排除するばかりではない。語り手は主人公についても体験や思考の道筋などの表面的事実を追うのみで，その背後に隠された内面に立ち入ろうとしないため[2)]，Kが事態をどのように捉えているのかも明白ではないのだ。たとえば，一度は監視人たちへの抗議を取下げたKは，身分証明書に勇気づけられて，同じ問題をむし返している（13-14)。この「逮捕」が

検事とは何の関係もない私的な性質のものであり（22），日常生活を妨げない（24）ことをKが知るのは，再度の反駁を通してのことである。彼はまた，通勤の自由が保証されると聞くと，「それなら逮捕もまんざら悪くない」（25）と，非常識な事態を受入れてしまう。こうした成り行きからKの心の動きを推し量るのは困難である。彼が「逮捕」ということばをどのように理解し用いているのか，それが信頼できるのかも定かとは言えない。

これまでにみてきた「逮捕」の経過は，このロマーンにおける裁判所と被告の関係を例証している。逮捕はその意味さえも不明確なまま，いつのまにか既成事実と化してしまい，訴訟の開始によって主人公は裁判所の拘束を受け始めている。注目に値するのは，この場面でKは留置場に繋がれるどころか，手錠をかけられる訳でもなく，令状の提示を要求しても相手にすらされていない点である。およそ「逮捕」を象徴し得る具体的な行為は皆無なのだ。監督官はヨーゼフ・Kに向かって，自分の任務は彼に逮捕を通告し，その反応を見届けることだけなのだ，と述べている（24）。その後の各断章においても，無罪獲得のためKが払う努力とは，様々な登場人物――彼らの多くは章題として名指されている――を相手に訴訟を論じることに尽きている。一年間の訴訟におけるヨーゼフ・Kと裁判所との戦いは，仲介者を通してのことばのやりとりに他ならないのである。

既に述べてきたように，『訴訟』のテクストでは語りのパースペクティヴは主人公の視点に固定されている。この技法のために消失点が生じ，虚構世界の中に彼の視野の外に広がる，目に見えぬ影の領域が設定されてしまうのだ。物語の展開はKの体験を報告する形で辿られているが，各章で彼が実際に言葉を交わすのは，廷丁や監視人のような「裁判所」という機構の底辺か，あるいは弁護士や画家のような周辺部に限られている。彼自身が標的と定めている裁判所の頂点，すなわち上級裁判所や裁判官，大弁

護士にはヨーゼフ・Kは決して到達できないのだ。裾野の広大さは感じとられても，山全体の形は霧に包まれたように窺い知ることができない点は，『城』の場合と同様と言えるだろう。『訴訟』というロマーンの不可思議な展開は，物語の核心に位置する裁判所という形象が，このように影の存在として虚構世界の背景にとどまり続けるところに由来するのである。

3

ロマーンの冒頭の段階では，主人公は自分が暮らしているのは「平和」な「法治国家」であると信じている (12)。路面電車や自動車の行き交う近代的な都市で生活している彼は，電灯の光の下，電話を駆使して仕事に勤しむ有能な官吏である。ヨーゼフ・Kの勤務する国営銀行は，彼の信奉する合理的精神の象徴であり，その目の届く限り，世界は隈なく明快な論理によって支配されているはずであった。ところが，未知の裁判所が彼の視野の外から監視人たちを派遣し，逮捕によってその存在を主張し始める。影の裁判所は徐々にその影響力を拡大し，被告であるKの日常を浸食し，その生を支配下におさめてゆくのである。以下では「目に見えぬ裁判所」が描出される過程をロマーンの展開の中で跡づけてみることにしよう。

ヨーゼフ・Kが逮捕の次に裁判所と交渉をもつのは，「最初の審理」においてである。この時の連絡でも，裁判所から一方的に電話で通告がされ，被告からは詳細を尋ねることもままならない (44-46)。そこで主人公は，目指す役所がどの建物であるかは「なんらかのしるし」か，「入口前の独特の動き」で，「遠目にもそれとわかるのだろう」と考え，ともかくも指定された郊外へと赴くことにする。だが，いざその場へと足を運んでみると，「裁判所」という言葉に対して漠然と抱いていたKの期待は，見事に裏切られてしまう。彼が目にするのは「両側にほとんど全くおなじかたちの建物が，背が高く，灰色の，貧しい人々の住まうアパートが並んでいる

ばかり」の町並みなのだ。彼の審理が行われるのは堂々たる庁舎の中の法廷ではなく，うらぶれた下町の集会所である（47）。また，Kは再度の訪問によって，自分の訴訟に携わる裁判所が，最下層の人々がガラクタを押し込んでおく屋根裏に，その事務局を構えていることを知らされる（76）。

これらの発見は主人公にとって，予想外には違いない。だが彼はこの時点では，裁判所に関する意外な事実を被告に有利なものとして受け止めている。「裁判官に比べて，Kは何という地位に立っていることだろう。裁判官が屋根裏に座っているのに対し，彼自身は銀行に控えの間のついた大きな部屋を構え，巨大な窓ガラス越しに，活気に溢れた広場を見下ろすことができるのだ（77）。」自分の優勢を確認したヨーゼフ・Kは，逮捕の際に自らの領土である生活空間を犯された事実にも，裁判所は屋根裏に被告を召喚するのを恥じる余り，自分の住居におしかけたのだろう，という説明を与え，安堵することができるのだ。同様の合理化の例は逮捕の日の夕べの「グルーバッハ夫人との会話」にも見出せる。「たとえば銀行でだったら，私は用意ができているんです。あそこでは，あんな類のことが，私の身に起こるなんてことはあり得ませんよ。あそこでなら，自分づきの小使がいるし，私の前の机には一般用の電話と事務所用の電話だってあるんですからね。［…］あそこでは私は絶えず仕事と関わりをもっていて，そのおかげで精神にぬかりはありません（31）。」彼はその朝の事件の顛末を，全て寝込みを襲われたための失策とし，銀行でなら，ちょうどよい「気晴らし」程度で片付けられたのに，とうそぶくのである。Kは銀行員としての世間的地位に依拠して無実を主張しているのであり，彼の自信はピカピカのガラス窓や電話に支えられた，奇妙なまでに表層的なものである。

だが，K：裁判所＝銀行：屋根裏という，主人公の優位を証明する筈の等式は，「笞刑吏」という断章では最早，成立し得ない。ある日ふと扉を開けた主人公は，日常の中で見過ごしてきた秩序の及ばぬ片隅に，影の勢

力が巣くっているのを発見する。銀行という一つの建物の中にも，整然としたKの事務室の傍らに，物置部屋という，無用の長物が犇めく乱雑な空間が存在しているのだ。彼の自負心の拠り所である銀行でも，文明の利器である電球の明かりは「小さな光の輪の中」にしか届かない。敷居という境界を一つ越えれば，そこは蠟燭の燈が照らし出す薄暗い裁判所の領域であり，黒革の装束に身を包んだ男が笞を振るっているのである（103）。

主人公は筋の展開に従い，自分では存在すら知らなかった裁判所の勢力の広がりを思い知らされることになる。銀行の小使や，商談の相手，親類縁者までもが，彼の訴訟のことを既に耳にしており，そして彼自身より遙かに事情に通じた風に訴訟について語るのだ。田舎から駆けつけてきた叔父は，Kが「僕の関わっているのは，普通の裁判所での訴訟とは全然違うんです」と言うと，即座にその意味を了解し，── どのように了解したのかは，無論，主人公にも読者にも謎である ── 格言（！）を引用してこれに応じている（117）。そして，旧友である高名な弁護士の所に甥を連れて相談に行くと，このフルトは裁判所の人間から聞き及んでいる周知の事件として，Kの訴訟を論じ出すのである。誰よりも世間知に長けているつもりだった主人公は，自らの常識が次第に覆されてゆくのを感じている。「でも，あなたが働いているのは司法の殿堂の裁判所であって，屋根裏にある裁判所じゃあないんでしょう，と彼は言いたかったのだが，しかし，思い切って口に出すことはできなかった（127）。」また「画家」という断章では，主人公は訪問を終えて帰ろうとする段になって初めて，そのアトリエ自体が裁判所の一部であったことを発見する。驚くKに向かいティトレリは，「だって裁判所事務局は，ほとんどどこの屋根裏にもあるのに，ここに限ってあってはいけない筈もないでしょう？」と言い放っている。このように神出鬼没の裁判所は，繰り返しヨーゼフ・Kの不意を襲うのだ。

『訴訟』の裁判所形象の特徴は，捉えどころのない遍在性にある。登場

人物の視点に基づいた語りでは，見聞に従って一歩一歩の認識が報告されるため，物語は新たな事実の「露見」によって構築されてゆく[3]。だが，未知の裁判所は訴訟の進行によっても明確な輪郭を与えられず，逆にその存在は不可思議さを増すばかりである。画家がドアの外で立ち聞きしている少女たちを指して，「全てのものが裁判所に属しています」(181) と言う時，この「裁判所」は最早，建物でなければ，役所でもなく，組織としても理解することのできない存在と化している。ベーダ・アレマンは『訴訟』の語りがもつ仮説的性格を指摘し，カフカの叙述は「自らの言説から，それがもつ自明と思われる根拠を奪いとってゆく」と述べている[4]。「逮捕」の分析からも明らかなように，このロマーンでは，テクストはことばから指示対象を掻き消しながら，織り上げられてゆくのである。

このような観点から『訴訟』の展開を解釈する際に，従来 einsinnig という技法のほつれ目としてのみ評価されがちだった箇所に注目し，各章の始めと終わりに現れる現象を辿ったクヅツスの論考が示唆深い[5]。彼は語りのパースペクティヴがより狭く限定されていく傾向にあることを指摘し，この変化はヨーゼフ・Kの没落という叙事的出来事と平行して進行していると論じた。本稿でも確認したように，訴訟の進展に伴い裁判所の形象は語りの地平の向こうから蜃気楼のように浮かび上がり，そして主人公の視界を遮りながら虚構世界に影として広がってゆく。Kの健康状態が悪化し，銀行での地位が低下してゆくのは，その生が身体的かつ社会的に影の影響を受ける結果なのである。最終章「終わり」では，彼は二人の死刑執行人を待ち受け，彼らと「ほとんど無生物にしか形づくることができないような統一体」を成して郊外へと向かっている (267)。処刑の瞬間を待つまでもなく，既にKの存在は裁判所の勢力に覆い尽くされており，身体の自由さえ失った彼に残されているのは，救いを求めて彷徨う眼差しだけなのだ。未知の裁判所の出現によって幕を開けた『訴訟』という物語は，こうして

主人公の生が完全に影の支配下に置かれた時点で完結している。影の勢力の拡大は，単に訴訟の趨勢を反映し，表現しているにとどまらない。「手続きが次第に判決へと移行してゆく」(253) のだという僧侶のことば通り，このロマーンの「訴訟 [=der Prozeß]」とは，テクストの各章が辿るプロセスそのもの，一年間におこる変化の集積に他ならない[6]。裁判所という影が虚構世界を黒く塗り潰してゆくにつれ，主人公の有罪は動かしようのない事実として確定してゆく。その過程こそが訴訟なのである。

4

裁判所形象が例証しているカフカのテクストの特異性は，einsinnig という語りの技法が指摘されて以来，虚構世界を主人公の投影として捉える方向から議論されてきた[7]。『訴訟』において，外界の現実と主人公の内面とは呼応を示しており，その端的な例は「最初の審理」の中に見出せる。この場面で，正確な時刻と場所を通告されていないヨーゼフ・Kが予審法廷に辿りつくのは，彼が偶然に選ぶ階段の先に裁判所が出現するからである。さらに，被告の出廷を待ち受けていた予審判事は，Kが心の中で決めていた開廷時刻を知っており，彼の遅刻を咎めている (46, 49, 52)。『変身』の場合と同様，『訴訟』のテクストでも，ある朝の異変を伝える冒頭の一文から以後の経過が辿られており，このロマーンは「目覚めの危険な瞬間」(304) を切り抜けられなかった主人公の物語と捉えることができる。眠りや，夢，忘却は，カフカの文学に繰り返し現れるモチーフであり，その物語世界と無意識の領域との関連を指摘するのは重要であろう。但し，テクスト自体があたかも「妄想」の産物であるかのように，物語の非現実性を強調するのは，無論，本稿の意図するところではない。カフカの物語の特質は，悪夢のような出来事が唯一の現実として主人公たちの存在を脅かすところにある。だとすれば，『訴訟』を解釈にあたっては，その虚構世界

に固有の原理からロマーンの展開を考察するべきであろう[8]。

Ｉ・Ｃ・ヘーネルは，主人公の投影像である裁判所が彼自身に敵対するのは，虚構世界が「罪悪感と自信の入り交じった」主人公の曖昧な態度の反映であるからだ，と説明した[9]。この解釈は，先に挙げた「最初の審理」の背景でもある，監視人のことばによって裏付けられる。第一章でＫが自分の身分証とひきかえに「逮捕」の論拠となる書類を要求すると，ウィレムは相手にならず，こう答えている。「われわれの役所は，[…] 罪を人々の中に探したりはしないさ。その反対で，法にも書かれてあるとおり，いわば罪に引きつけられて，われわれ監視人を派遣しなければならないんだ（15）。」裁判所形象は，Ｋ自身の罪の意識が外界に投げかける影に他ならない。このように虚構世界の構造を捉えるならば，この影の勢力の拡大が，敗訴への過程を意味しているのは当然と言えよう。『訴訟』の展開について，ここでさらに問題にすべきなのは，主人公が無実を訴え続けているにもかかわらず，影が生長してゆくのは何故か，という点である。

一年間の訴訟を通して，Ｋは一貫して自己の無実を主張し続けている。冒頭の一文が示す通り，逮捕という事態に直面した彼は，即座にその原因を他者による誹謗に帰している。そして自らにかけられた罪が何であるかさえ，二次的なこととして問おうとせず，自分に敵対する裁判所という組織だけを問題にし，追求しようとするのだ（21）。だが，この論理の前提である，悪いことをした覚えはない，ということばを裏付ける論拠は実の所どこにもない。既に指摘した通り，逮捕以前のＫの生活や彼の心の深層について，語り手は説明や論評を差し控えている。『訴訟』のテクストは，被告として自己弁護を続ける主人公のパースペクティヴから構成されているのだ。テクストが客観的な尺度を提供しない以上，読者は一年間の出来事を観察し，そこから独自に判断することを余儀無くされる[10]。

だが訴訟の過程で主人公の示す態度は，無実の主張は処世術に長けた彼

の駆け引きに過ぎないのでは，という疑念を抱かせるものである。例えばKは一体何故，画家に「あなたは潔白だから」と連呼されると，重荷に感じる（183）のだろうか。『笞刑吏』の顚末に注目すれば，ヨーゼフ・Kの潔白の意識が銀行に構えた立派な執務室と同様，不都合な存在を排除することによって保たれていることが理解できる。「要らなくなった古い印刷物や，空になった陶製のインク瓶がひっくり返って」いる物置部屋で，主人公はそれまで意識していなかった事実を新たに発見する。彼はそれと知らぬ間に監視人たちの汚職を告発していたのである。さらにKは，この思わぬ事態への解決策として，笞刑吏に賄路を申し出て撥ねつけられている（105-106）。自らの訴訟においては，いつのまにか被告となっていたKであったが，その過程で実際に，告訴人や誘惑者の役を無意識の内に演じているのである。こうしてロマーンの展開に従い，「悪いことをした覚えはない」という冒頭のことばには，大きな疑問符が付けられることになる。

笞刑の現場に遭遇した主人公は，逮捕の場合と同一の論理で自己正当化の弁舌を奮っている。彼はその場にいる当事者の誰についても，眼前の事実に対する責任を認めない。横領の罪を犯した監視人たち，告訴をした自分，懲罰を与える笞刑吏，この三者のいずれにも罪は無い。「悪いのは機構なんだ，罪は上級役人たちにある」と言うのが彼の主張なのである。だが，これが詭弁に過ぎないことは，彼自身のその後の行動から明らかである。買収が失敗に終わると，世間体を憚るKは，笞の痛みに絶叫する無実の監視人たちを見殺しにし，人々に向かって「犬が吠えただけだ」と弁解している。彼は正に「ドアをぴしゃりと閉めて，それ以上は見ようとも，聞こうともせず，家に帰って」しまうのだ。その後テクストには，事の次第をやむを得ぬものとして根拠づける，主人公の思惟を辿る長い段落が続く。そして彼は再び責任の所在について論点のすりかえを行い，裁判所の上級役人たちと断固として戦いぬくことを誓っている（106-110）[11]。

こうした正当化は，結局のところ問題の解決をもたらさない。様々な論理にもかかわらず，Kは翌日には仕事も手につかない程，良心の呵責を覚えている。だが物置部屋で同じ笞刑の場面が再現されると，彼は「即座にぴしゃりとドアを閉め，さらに，そうすれば，もっとしっかりと閉ざせるというように，ドアを拳で叩く」のだ（110）。自らの潔白の意識を脅かす場面に遭遇すると，彼は直ちに逃避を試み，この記憶を抑圧してしまう。痛ましい笞刑が無意味に繰り返されるのは，他ならぬKの行動の結果であり，こうして彼は自分自身を追い詰めているのだ。同一の出来事が反復される二日間における唯一の変化は，ヨーゼフ・Kの疲労の増大である。

裁判所に対して戦いを挑むと言いながら，『訴訟』において主人公が実際に試みているのは，自分の無実の主張を受け入れる相手を探し求める努力に他ならない。Kは「逮捕」の場面で監視人たちが抗議を受け入れないと，「機構の最底辺」を相手にしても始まらないと考える。そこで「自分と同等の人間」と話しさえすれば一切は解決するだろう，と思った彼は，この希望を監督官に託している（15-16）。だが始めこそ「ようやく理性的な人間と向かいあっている」と感じていたものの，対話の後にKは結局，監督官にも落胆させられている（20-22）。以後の各章においても，主人公は同様の期待と失望を繰り返す。「大聖堂にて」では，彼は僧侶に向かい，誰もが自分に偏見をもっているんです，と嘆きながら，「貴方は，裁判所に属する人々の内で唯一の例外です」と相変わらずの虚しい望みをもって話しかけている（255）。だが，その間にも訴訟は進行しており，この時点で既にKの有罪は立証されたとみなされているのである（252-253）。

無実を訴える主人公の声は，処刑直前の「ついに行き着けなかった上級裁判所は何処にある」（272）という最後の叫びへと凝縮してゆく。だが裁判所とは，Kに敵対する人々の組織でも，彼を自由にする権力を有する機構でもない。主人公を逮捕した影の裁判所とは，彼自身の罪の意識の投影

に他ならない。従って，無罪判決を求めて，より上級の裁判所を目指すヨーゼフ・Kの視線は，実体のない幻影を追い求めているのだ。この言わば逃げ水を追うような虚しい試みを重ねる内に，彼は自らの足元からのびる影に飲み込まれてゆく。何故ならKは潔白の意識を保つため，訴訟において罪の意識を抑圧し続ける。だが，こうして造り出された彼の心の内部に潜む影は，虚構世界に投影されて裁判所と化し，彼の存在を脅かすのだ。『訴訟』において，主人公が無実を訴える程，却って彼の有罪が証明される，という逆説的な結果が生ずるのは，このためである。「頼むから何とか物置部屋を片づけてくれ！」笞刑の現場から逃げ出した主人公は，泣き出さんばかりになって叫んでいる。「俺たちは，汚物の中に埋もれてしまうぞ！」(111) 抑圧した罪は，やがて物置部屋から溢れ出す。Kが自らの死を「犬」のそれに譬える (272) のは，彼の存在を覆っている裁判所が，「汚物」と嫌って視野の外に押し込めた影に他ならないからなのだ。

一年間の訴訟は，主人公の心に秘められた罪が，裁判所形象の形をとって虚構世界に顕在化する過程である。そして影の生長を促し，訴訟を処刑にまで導いたのは，ヨーゼフ・K自身の無罪獲得への努力なのである。

テクスト　Franz Kafka, *Der Prozeß*, Gesammelte Werke, Hrsg. v. Max Brod, Lizenzausgabe von Schocken Books New York, Frankfurt am Main 1965. 引用箇所については，本文中の括弧内にページ数を示した。

注

1) Franz Kafka, *Tagebücher 1910–1923*, Gesammelte Werke, Hrsg. v. Max Brod. Lizenzausgabe von Schocken Books New York, Frankfurt am Main 1954, S. 31.

2) Ingeborg C. Henel, „Die Deutbarkeit von Kafkas Werken", in: *Franz Kafka*, Hrsg. v. Heinz Polizer, Darmstadt 1973 (Wege der Forschung 322), S. 331.

3) Martin Walser, *Beschreibung einer Form*, München 1961, S. 29.

4) Beda Allemann, Der Prozeß, in: *Der deutsche Roman*, Vom Barock bis zur Gegenwart 2, Hrsg. v. Benno von Wiese, Düsseldorf 1963, S. 237.

5) Winfried Kudszus, „Erzählperspektive und Erzählgeschehen in Kafkas Prozeß", in: Dvjs. 1970.

6) このような解釈の立場からは，一般に流布している『審判』という邦訳の題名は，如何にも不適当と思われる。

7) Peter U. Beicken, *Franz Kafka, Eine Kritische Einführung in die Forschung*, Frankfurt am Main 1974, S. 273-278.

8) 研究史における前述の議論は，この点での Beißner 批判から出発している。Vgl. Friedrich Beißner, *Der Erzähler Kafka*, Frankfurt am Main 1983, S. 31.

9) I. C. Henel: a. a. O., S. 419.

10) Einsinnig という語りの技法がもつ異化効果については Vgl. Herbert Kraft, *KAFKA, Wirklichkeit und Perspektive*, Bern 1983, S. 17-19.

11) 「答刑吏」におけるヨーゼフ・Kの行動については，ゾーケルが下記の論文で，他作品と比較しながら詳述している。Vgl. Walter H. Sokel, „Das Verhältnis der Erzählperspektive zu Erzählgeschehen und Sinngehalt in ›Vor dem Gesetz‹, ›Schakale und Araber‹ und ›Der Prozeß‹", in, *Die moderne Parabel*, Hrsg. v. Josef Billen, Darmstadt 1986 (Wege der Forschung 384) bes. S. 193-195.

(大学院後期課程学生)